

平成 27 年度入札・契約制度の変更点

最新更新 平成 27 年 4 月 1 日

■ 観音寺市建設工事請負契約約款、土木設計業務等委託契約約款、建築設計業務等委託契約約款の一部改正

概要

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）の改正に伴う字句の修正。
約款文中「独占禁止法第 52 条第 2 項」とあるのを、「独占禁止法第 63 条第 2 項」に改める。
- (2) 約款第 1 条第 11 項中、「日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。」とあるのを、「日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とし、発注者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。」に、改める。

■ 観音寺市土木設計業務等委託契約約款、建築設計業務等委託契約約款の一部改正

概要

契約約款において、地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）第 167 条の 16 及び観音寺市契約規則（平成 17 年 10 月 11 日規則第 52 号）第 28 条に基づき、契約の保証について第 4 条で設定する。

■ 施工体制台帳及び施工体系図の作成・提出について

概要

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の一部改正により平成 27 年 4 月 1 日以降に本市と契約を締結した工事のうち、下請契約を締結する全ての工事について、施工体制台帳及び施工体系図の作成・提出を求める。